

蒲郡電源あんしんネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に電源を利用できなくなることに備え、人工呼吸器及び在宅酸素療養者（以下これらを「療養者等」という。）が安心して在宅において生活できるよう適切な支援を行うため、蒲郡電源あんしんネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(事業)

第2条 ネットワークは、療養者等を支援するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 療養者等に対するネットワークへの登録勧奨
- (2) 災害時を想定した防災訓練の実施
- (3) 災害時における在宅酸素療養者のための福祉避難所の開設及び運営
- (4) 災害時の蒲郡市民病院における人工呼吸器使用者の受入れ体制の構築
- (5) 療養者等の情報の管理及びネットワーク内における当該情報の共有
- (6) 療養者等への対応に関する医学的見地からの助言及び指導
- (7) 個別支援を必要とする療養者等に対する支援計画の策定及びその支援
- (8) その他療養者等を支援するために必要な事項

(組織等)

第3条 ネットワークは、市長が必要と認めた関係機関をもって構成する。

2 ネットワークは、前条に規定する事業を実施するにあたり、当該事業に応じた部会を組織することができる。

(会長及び副会長)

第4条 ネットワークに会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、ネットワークを代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長を務める。

- 2 会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(登録等)

第6条 ネットワークによる支援を受けようとする療養者等は、蒲郡電源あんしんネットワーク登録申請書（第1号様式）及び蒲郡電源あんしんネットワーク登録台帳（第2号様式）に必要事項を記入し、市長に提出することにより、ネットワークに当該療養者等の情報を登録する。

2 前項の規定により登録した者（以下「登録者」という。）が、申請時の状況から変更が生じた場合又は登録の解除を希望する場合は、登録変更又は登録解除の手続を行わなければならない。

（登録継続確認）

第7条 市長は、原則として1年に1回登録者にネットワークへの登録について継続等の意思を確認し、その都度登録者の情報を更新するものとする。

（事務局）

第8条 ネットワークの事務局は、蒲郡市健康福祉部長寿課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。